

# 阿見町立学校再編に関する意見交換会 について



町では、教育環境の充実を目的とした「阿見町立学校再編計画」の策定に向けて、阿見町立学校再編検討委員会を設置し検討しています。

25年度は、「阿見町立学校再編に関する基本方針」をとりまとめました。

26年度は「阿見町立学校再編計画」を保護者や町民の皆さんのご意見を伺いながら策定していきます。

策定に当たっては、保護者の皆様を対象とした説明会及び意見交換会を下記日程で開催します。小学生・幼児の保護者の皆様のご参加をお願いいたします。

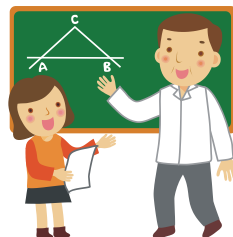
○対象者 小学生の保護者・これから小学校に通う未就学児の保護者の皆様

○日 程

| 小学校区       | 期 日      | 時 間  | 会 場     |
|------------|----------|------|---------|
| 阿見第二小区の保護者 | 7月 4日(金) | 午後1時 | 阿見第二小学校 |
| 実穀小区の保護者   | 7月10日(木) | 午後7時 | 実穀小学校   |
| 君原小区の保護者   | 7月11日(金) |      | 君原小学校   |
| 吉原小区の保護者   | 7月12日(土) |      | 吉原小学校   |
| 全ての小学校の保護者 | 7月19日(土) |      | 中央公民館   |

○ 内 容

- (1) 小中学校の現況について
- (2) 阿見町立学校再編に関する基本方針について
- (3) 意見交換



お問い合わせ先  
阿見町教育委員会学校教育課  
TEL 029-888-1111 (内線 312)

**裏面をご覧ください↓**

# 『阿見町立学校再編に関する基本方針』を策定しました

少子高齢化により町全体の児童・生徒数は減少傾向にありますが、人口増加地区では児童・生徒数が急増しています。こうした学校規模の変化は、児童・生徒の教育条件、教育環境、学校運営等にさまざまな影響を及ぼしています。さらに、新学習指導要領の実施、ICT社会の到来など、学校を取り巻く社会環境も大きく変化しており、児童・生徒にとって望ましい教育環境の整備や学習施設の充実する必要があります。

これらを踏まえ、阿見町教育委員会では地域・保護者・学校関係者・有識者等で構成する「阿見町立学校再編検討委員会」を組織し、学校再編に関する基本方針をとりまとめました。

## 学校規模の基本的な考え方

学校教育には、児童・生徒がさまざまな人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が強く期待されていることもあり、小中学校の規模は、教育活動や児童・生徒の学校生活を左右する重要な要件のひとつであると考えられます。

|     | 望ましい学校規模                                            | 適正配置の基本的な考え方                                                                                                                            |
|-----|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校 | 1 学年 2 学級以上<br>(概ね 1 学年 2～4 学級)<br>※学校全体では 12～24 学級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本郷地区に新設する小学校を含めて、町全域の配置を検討する。</li> <li>• 望ましい学校規模に満たない学校は、遠距離通学の配慮をして、隣接校との統合を検討する。</li> </ul> |
| 中学校 | 1 学年 3 学級以上<br>(概ね 1 学年 3～6 学級)<br>※学校全体では 9～18 学級  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 望ましい学校規模であるため、現状のままとする。</li> </ul>                                                             |

平成 26 年度は、保護者、地域住民の方などに対し説明会を開催し、基本方針を説明したうえご意見をお伺いします。平成 27 年度以降は、統合の対象となる小学校・地区において、統合委員会等を設置し関係者との意見交換をしながら、合意形成を図っていきます。